京都府木造住宅耐震診断士登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づき耐震診断を行う京都府木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により登録を行っている建築士事務所(京都府内に所在するものに限る。以下「建築士事務所」という。)に所属する法第2条第1項に定める建築士であって、第6条の規定により京都府木造住宅耐震診断士登録簿(以下「登録簿」という。)に登録された者をいう。
 - (2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。
 - (3) 補助対象事業 補助金交付要綱第3条に規定する補助対象事業をいう。

(耐震診断士の業務)

第3条 耐震診断士は、補助対象事業を実施する市町村の依頼により当該耐震診断士が 所属する建築士事務所が実施する耐震診断に係る業務を行うものとする。

(耐震診断士の責務)

- 第4条 耐震診断士は、前条の業務を行うに当たり知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- 2 耐震診断士は、知事が特に認める場合を除き、前条の業務を行うに当たり、耐震診 断以外の業務を行ってはならない。
- 3 耐震診断士及び建築士事務所は、耐震診断士の名称を使って、前条の業務以外の業務を行ってはならない。
- 4 耐震診断士は、前条の業務を行う際には、常に第7条に定める登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(登録の申請)

- 第5条 耐震診断士の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に申請 しなければならない。
 - (1) 登録申請書(別記第1号様式)
 - (2) 法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
 - (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。)第 5条第1項第1号の「木造耐震診断資格者講習」又はこれと同等以上の内容として 国土交通大臣が認めた講習を修了したことを証する書類の写し

- (4) 前号後段の講習を修了した者にあっては、一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)について受講したことが分かる書類
- (5) 写真 2 枚 (申請前 6 箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの)

(登録の実施)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、補助金交付要綱についての知識を修得するために京都府が行う講習の受講を確認した上で、登録簿に登録するものとする。

(登録証の交付)

第7条 知事は、前条の規定により登録した者に対し、京都府木造住宅耐震診断士登録 証(別記第2号様式。以下、「登録証」という。)を交付するものとする。

(登録証の再交付)

- 第8条 耐震診断士は、登録証をき損し、汚損し、又は亡失した場合は、第5条第5号 に定める写真を添付して、京都府木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請を受け、やむを得ないと認める場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。
- 3 耐震診断士は第1項に定める再交付を申請した後、亡失した登録証を発見した場合は、発見した日から10日以内に知事に返納しなければならない。

(登録事項の変更)

- 第9条 耐震診断士は、第5条第1号に定める申請書の記載事項に変更があった場合は 、京都府木造住宅耐震診断士登録事項変更届(別記第4号様式)を知事に提出するも のとする。
- 2 耐震診断士は、登録事項の変更に氏名の変更を含む場合は、前項の届出に併せて第 5条第5号に定める写真を添えて登録証を返納しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により登録証が返納された場合は、届出者に氏名を変更した登録証を再交付するものとする。

(登録の取消し)

- 第10条 知事は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消す ことができる。
 - (1) 耐震診断士の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 第4条の責務に反し、知事が登録を行うことが不適当と認める場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、知事が登録を取り消すことが必要と認める場合
- 2 耐震診断士は登録の取消しを申請する場合は、京都府木造住宅耐震診断士登録取消 届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 耐震診断士が死亡し、又は失そう宣告を受けた場合は、戸籍法(昭和22年法律第22

- 4号)に規定する死亡又は失そう宣告の届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から3 0日以内に、京都府木造住宅耐震診断士登録取消届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により登録を取り消した場合又は第2項及び前項の規定により届出があった場合は、その者を登録簿から抹消し、登録証を返納させるものとする。ただし、第1項の規定により登録を取り消した場合は、その旨を本人に通知するものとする。

(名簿の作成等)

第11条 知事は、耐震診断士を登録した名簿を作成するものとし、補助対象事業を実施する市町村においてその名簿を閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年9月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。